

宇部市地区社会福祉協議会連絡協議会運営要綱

(目的)

第1条 宇部市地区社会福祉協議会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、宇部市の各地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）相互の情報交換及び宇部市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）との連携を密にし、住民のための住民活動を強化し、もって地域住民の福祉向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 連絡協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 市社協と地区社協の関連事業の推進に関すること
- (2) 研究・研修会
- (3) 先進地域の視察及び交歓会
- (4) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 連絡協議会は、地区社協の会長からなる会員で構成する。

(役員)

第4条 連絡協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選任)

第5条 役員は、連絡協議会の会員の中から連絡協議会の会議（以下「会議」という。）において選任する。

(役員の職務)

第6条 役員は、それぞれ次の職務に服す。

- (1) 会長は連絡協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその会務を代行する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員の欠員を生じたる場合は、必要に応じ会議に諮り補選するものとする。
- 3 前項の規定により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 連絡協議会の事務局は、市社協において行うものとする。

(会議)

第9条 会議は、会長が召集し議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて開催する。
- 3 会議は、予め事務局が会長に諮り協議事項を提示するほか、地区社協において研究事項

又は活動事例を提出し、共同で研究する。

- 4 会員は、会議の出席に支障のある場合、会員に変わるべき者を指名し出席させることができる。

(経費)

第10条 連絡協議会の運営に関する経費は、会議に諮り負担方法を決定するものとする。

- 2 前項の規定による経費の剰余金は、連絡協議会の運営に必要な資金として積立て、会議の承認を得て事務局が適正に出納管理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。